

令和元年度 宮城県森林審議会第4回森林保全部会 議事録

日時 令和2年1月28日(火)

13時30分から16時00分まで

場所 行政庁舎9階 第一会議室

配付資料

資料1

「宮床メガソーラー発電合同会社が行うゴルフ場の造成及び太陽光発電所の建設(黒川郡大和町)」に係る林地開発許可の変更について

資料2

「大衡村太陽光発電所合同会社が行う太陽光発電施設の建設(黒川郡大衡村)」に係る林地開発について

1 開 会

事務局から開会を宣言し、出席者(構成委員5名中5名出席)が過半数出席により、宮城県森林審議会規程第8条第5項により有効に成立している旨報告。

続いて、会議の公開・非公開について、宮城県情報公開条例第19条及び宮城県森林審議会規程第9条により原則公開であること、ただし、平成29年7月6日に開催された森林保全部会における申し合わせにより、委員が答申内容を検討する際は、非公開とする旨説明。

また、傍聴者は「傍聴要領」に従って、会議を傍聴するよう依頼。

さらに、委員及び事務局の紹介を行う。

2 あいさつ(川村部会長)

川村でございます。

本日は、本年度4回目となりますが、部会委員の皆様方にはお忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

宮城県森林審議会の意見聴取基準によりまして、10ヘクタールを超える林地開発許可に関する案件は、森林保全部会で審議することになっております。本日は、太陽光発電にかかるとの案件2件が諮問されておりますので、宜しく御審議願います。

3 議 事

司会：どうもありがとうございます。今後の予定についてご説明します。

本日は、太陽光発電所の建設を目的とする林地開発許可案件が2件ございます。

このあとすぐ、審議事項（１）の「宮床メガソーラー発電合同会社」に係る案件を御審議いただきます。

その後休憩を挟みまして審議事項（２）の「大衡村太陽光発電所合同会社」に係る案件を御審議いただきます。終了時刻は16時頃を予定しております。

それでは、ここから諮問案件の審議をお願いいたしますが、議長には規定により部会長が当たることになっておりますので、部会長よろしく申し上げます。

川村部会長：それでは、審議に入ります。

はじめに、本日の議事録署名員を、佐藤委員と丸尾委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

（両委員了解）

ありがとうございます。それでは、諮問案件である（１）「宮床メガソーラー発電合同会社が行うゴルフ場の造成及び太陽光発電所の建設」について審議を始めます。

はじめに、事務局から審議事項の説明を求めます。

事務局：（資料に従い、申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今、事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。

委員の皆様から、何か御質問はございませんか。

佐藤委員：当該申請地の地形の特徴として、小規模な尾根、谷が連続する比較的緩急地の山林であるようですが、盛土により埋められる沢筋の暗渠で浸透水をすべて排水することができるのか確認させてください。

もう一点として、造成森林に広葉樹のヤマハンノキを植栽するという計画になっていますが、樹種選定の理由をお聞かせください。ヤマハンノキは当該申請地に自生しているのでしょうか。

申請者：沢部の暗渠排水につきまして説明いたします。通常表面水は場内のU字側溝に集まり、防災調整池まで導水されます。浸透水につきましては直径30センチメートルの有孔管に集め、沢筋に沿って調整池に導水する計画となっています。以上の計画で十分対応できると考えております。

ヤマハンノキについては、御指摘のとおり、この地域に植生している樹種ではありません。色々調査した結果、国産で且つ現状まとまった数を入手できる樹種がヤマハンノキであったというのが選定の理由です。

川村部会長：暗渠についてはそういった計算に基づく設計であるということです。

ヤマハンノキにつきましては、肥料木として植栽されることが多く、湿地にも強い樹種ですので今回造成森林の樹種として選定されたということで了解してください。

他にございませんか。

進藤委員：14,15ページ、1-2工区について、「林帯幅」に関する説明がありましたが、残置森林はゴルフ場の場合と太陽光発電の場合では違う基準があるのでしょうか。

加えて、残置森林の管理について、「森林所有者」、「事業者」、「開発申請者」という文言が出てくるのですが、これらは皆異なっているということなのでしょうか。

事務局：ゴルフ場と太陽光発電の許可基準の違いについては、基本的に周囲に林帯幅を30メートル取らなければならないという点では同じですが、森林率に違いがあります。ゴルフ場の場合は森林率が50パーセントであり、その内残置森林率は40パーセント必要となっています。

今回の申請につきましては、1-1工区においてその基準を満たしておりますが、林帯幅を確保できておりませんので、今回の申請において林帯幅を再設定しました。

残置森林の管理につきましては申請者から回答いたします。

申請者：もともとの計画であった36ホール分の事業区域を申請者である宮床メガソーラー発電合同会社が承継しましたので、基本的に管理者は宮床メガソーラー発電合同会社となります。

川村部会長：私からも何点か確認させてください。

そもそも今回の変更申請について、6ページに林地開発行為承継届が添付されておりますが、令和元年8月時点では「ゴルフ場の造成」として承継されています。今回変更申請は令和元年11月1日付けですから、約2ヶ月で開発目的が大きく変わったこととなります。その理由を教えてください。会社の経営方針からのことなのか、現地の地形により開発の手法を変えたのか、様々な理由が思い浮かぶのですが、大きく開発の目的を変えた理由はどういったものなのでしょうか。

申請者：そもそもとして36ホールのゴルフ場を造成する予定ではいきました。しかし現在ゴルフ場の経営は厳しいものであり、残りの18ホールを造成、経営する余裕がないということで株式会社青葉ゴルフが開発をあきらめたという経緯がありました。そこで合同会社の出資元である岩伸産業株式会社が未開発地を太陽光発電所として活用できるのであれば、残りの土地を買わせて欲しいという話が今回変更申請の出発点となっております。

その後、36ホール分の開発許可を合同会社で承継し、開発行為地の一部を変更して太陽光発電事業を行うという手続きを踏むことになり、現在の変更申請の形となりました。

川村部会長：わかりました。

そういった経緯で2工区をゴルフ場から太陽光に変更したことに関して、地元の方の反応はど

のようなものでしたか。住民説明会等を行ったのでしょうか。

申請者：はい。地元行政区の方々に説明会をいたしました。ゴルフ場から太陽光になるということで皆さん驚かれておりましたが、説明を行い、同意していただきました。

川村部会長：わかりました。

もう一点、19ページ、「周辺地域への影響及び住民生活への配慮等」の欄において、今回変更に関係する面積は環境アセスメントの対象外ですが、当初ゴルフ場の計画時は当然環境影響調査を行っていたと思われます。その際に貴重な動植物等は発見されたのでしょうか。

事務局：環境アセスメントにつきましては、条例制定が平成10年ですので、それ以前の要綱に基づき調査が行われたようです。要綱は昭和51年と平成5年に制定されており、本件においては昭和51年制定の「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」に基づき環境調査を行いました。当時は申請を受けた部局が環境部局に合議をする形でした。

その回答の中で自然環境の保全に関するものとしては3項目ありました。一つ目が工事中の災害防止を図ること、二つ目が水生植物の群落があるので、保全のため開発の影響を限りなく少なくすることとありました。三つ目が、以上を踏まえ開発中貴重な動植物が発見された場合については学識経験者の指示を仰ぎ、適切な措置を講ずること、となっています。

水生植物の群落につきましては事業区域外にあることを現地調査の際確認しており、事業区域とは尾根により分水されておりますので、開発の影響は限りなく少ないのではないかと考えております。

川村部会長：いずれにしても今回の変更申請に際し、自主的に環境影響調査を行うと事業計画書に記載されておりますので、記載のとおり行っていただければと思います。

申請者：わかりました。

川村部会長：他にありませんか。

丸尾委員：19ページ「周辺地域への影響及び住民生活への配慮等」中、工事中の安全対策について、「車両は午前3台、午後3台として出入りを限定する」との記載がありますが、3台という根拠を教えてください。

申請者：最大の台数ということで考えております。

今回の造成につきまして、土量の切盛は場内で完結する計画となっておりますので、土砂採取の現場のように日に何台も行き来するといったことはありません。重機等は一度入ってしまえば造成が終了するまで事業区域内に置いておきますので、全体として考えると最大3台位にな

るといった計画となっています。

川村部会長：他にありませんか。

谷田貝委員：19ページ「周辺地域への影響及び住民生活への配慮等」に記載の植生シート、植生マットについては在来種のものを使用するということによろしいですか。

加えて、先程環境影響評価の話がありましたが、どのような調査を予定していますか。さらに、どのような貴重な動植物が発見されそうか、その場合どのような配慮を行うか、わかっている範囲で教えてください。

申請者：植生マット、植生シートにつきましては、在来のを考えております。

自主アセスにつきましては昨年一年間調査を行いました。結果といたしまして、鳥類について一部猛禽類の飛来を確認しましたが、営巣の痕跡は発見されませんでした。事業区域南側にえさ場があるようでしたので、繁殖期には極力重機を使わないよう事業者から施工業者に指導を徹底する予定です。

その他両生類や植物など数種類が発見されましたので、基本的には事業者が所有している残置森林等森林内の同一環境地に移設、移植する計画となっております。

工事施工中もし新たに希少種が発見された場合は、その都度県に報告したいと考えております。

進藤委員：20ページ資金計画書の融資額の金額と支出額との間に大きな開きがあるように思えるのですが、他の支出等も考えているのでしょうか。

申請者：出資金額は支出額が算出される以前から決まっております。発電量等を勘案して算出される額ですが、それをそのまま記載しております。実際の工事費用はそれよりも安く仕上がるという試算が出ておりますので二つの数字は一致しておりません。

丸尾委員：昨今一時的に大雨が降るといことが多くなっていますが、今回計画は一時間あたりどれくらいの雨量を想定したものとなっているのでしょうか。

申請者：現在防災調整池は50年確率の雨量で算出しております。この50年確率の雨量というのは一日約300ミリ前後位ということになります。

丸尾委員：一時間あたりでの計算はしていないのですか。

申請者：一時間あたりでの計算はしておりません。あくまで一日の降雨量ということで計算しております。宮城県の過去百年で一日の最大降雨量は320ミリということですので、それに準じ

る数値で防災調整池を設計しております。

丸尾委員：最近は一時間あたり50ミリから100ミリの雨が降ることが多くなっている中で、一日300ミリの雨量しか想定していないのは少し心許ないように感じるのですが。

申請者：住民の方からもそういった意見が出ておりましたが、300ミリを越える雨が降った場合は、もはや防災調整池だけの問題ではなく、周辺の土地や河川も水浸し状態となります。これらに対応しようとするとなると際限がなく、さらに現在河川規格は30年確率で計算されておりますので、それ以上の規格の防災調整池を造成したとしても結局河川が氾濫してしまうこととなります。こういったことを説明いたしまして皆様には納得していただきました。

丸尾委員：わかりました。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので、質疑を終了します。

ここで、当部会の答申内容を検討するのに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それでは委員の皆様にお諮りします。

「宮床メガソーラー発電合同会社が行うゴルフ場の造成及び太陽光発電所の建設」に係る林地開発許可の変更申請について、「許可することに特に問題はない」として答申することに異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。

それでは、1件目の審議について終了します。

司会：ありがとうございました。それでは休憩に入ります。なお、再開は、15時といたしますので、よろしく願いいたします。

司会：それでは森林保全部会を再開いたします。川村部会長，よろしく願いいたします。

川村部会長：それでは，審議を再開します。（２）「大衡村太陽光発電所合同会社が行う太陽光発電施設の建設」について審議を行います。はじめに事務局から審議事項の説明をお願いします。

事務局：（資料に従い申請内容及び審査状況について説明）

川村部会長：只今，事務局から申請内容及び審査状況につきまして説明がありました。委員の皆様から，何か御質問はございませんか。

進藤委員：9ページ水資源依存農地について，「下流に農業用ため池あり，耕作に支障を期たす恐れなし。」との記載があります。確かに19ページ現況図をみるといくつかため池が確認でき，開発地からの雨水排水はここに流れているように思えます。しかし，本申請はため池のすぐ隣に防災調整池を造成する計画となっていますので，将来的にそのため池は使用不可能になるのではないのでしょうか。農業用ため池と防災調整池の兼ね合いについて教えてください。

加えて，9ページ下部に「伐採木や根株や枝条や伐跡地にある残材等については，廃棄物処理法の規定に従って適正な処理を行う。」との記載がありますが，スギについては56年生とかなり良いものであるように思います。何か別な活用について考えていないのでしょうか。

申請者：当該開発行為地周辺のため池は，山からの表面水だけでなく，坑道からの湧水が多く流れ込んでいます。地元水利組合と何度も協議を行い，現在の計画で同意をいただいております。

事務局：スギの林齢につきましては，森林簿上から拾った数字かと思われませんが，現地調査を行った結果，スギはため池の周辺で確認することができました。しかしそれらはほとんどが生育不良で利活用は難しいように感じました。

川村部会長：同じく7ページ林況の欄に「無立木66パーセント」との記載があり，事務局の説明や現場の写真をみると，広葉樹の利活用のために伐採を行った跡地ではないかと思われれます。

この伐採行為はあくまでも前土地所有者が行ったものであり，今回申請者が行ったことではないということを確認させてください。

申請者：当該地での伐採行為は前土地所有者が林業行為として行われたものであり，伐根を伴ってはおりませんでした。

川村部会長：わかりました。

当該開発行為は土地に地上権を設定し事業を行うことになると思うのですが、土地所有者は個人の方なのですか。

申請者：申請者である合同会社に出資をしている企業が土地を所有しています。

川村部会長：今回申請に先立ち土地を買収しているということですか。

申請者：申請者である合同会社ではなく、出資者である企業の土地を合同会社が借りるという形をとります。

丸尾委員：近くに民家や別事業であろうソーラーパネルが散見されますが、地元住民の方々はこの計画に関して何か意見はあったのでしょうか。

申請者：今回計画につきましては行政区の方々に対して、水利組合の方々に対しての説明会をそれぞれを行いました。

行政区の方々からの質問や意見に関しましてはほとんどありませんでした。

しかし、水利組合の方々に関しましては、先程も説明しましたとおり、水依存農地の問題がありましたので納得していただけるまでに8回ほど説明会を行いました。そのような経緯で最終的には納得していただき、両方から同意をいただくことができました。

丸尾委員：わかりました。

もう一つ、20年後も発電事業を続けるという計画となっているようですが、20年となると設備も総取替えとなってしまうように感じるのですが、それら資金も含めどのような見積りで計画を立てているのかお聞かせください。

申請者：20年間はFIT制度に基づく固定買取制度により売電を行います。その期間終了後は民間のエネルギー会社に売電をする予定であります。一方でパネル及び変電設備につきまして、パネルは耐用年数が35年、変電設備につきましては約20年となっております。その段階で部分的に交換していくことになるのかと考えております。

資金については、現段階で経済産業省から20年後に設備撤去できるだけの資金を積み立てることを指導されております。これらは20年の売電期間の中で事業者がプールしていくこととなります。そのプールは20年後固定買取制度終了後も残るものですので、最終的に発電事業を終了する際に、そのプールされている資金を使い設備撤去を行うこととなります。

川村部会長：事業計画書において、総切土量は310,280立方メートルとなっておりますが、残土の算定式の中では310,360と数字が異なっています。どちらが正しいのでしょうか。

申請者：残土の算定式に記載されている数値が間違っておりました。後ほど修正いたします。

川村部会長：他にございませんか。ないようですので質疑を終了します。ここで、当部会の答申内容を検討するに当たり、委員の皆様からの意見を頂くこととなりますが、傍聴者・申請者の皆様は、一旦退室をお願いします。

(傍聴者・申請者退室)

【非公開部分】

(傍聴者・申請者入室)

川村部会長：それではお諮りします。

「大衡村太陽光発電所合同会社が行う太陽光発電施設の建設」に係る林地開発許可申請につきまして、「許可することに特に問題はない」として答申することに異議ございませんか。

全委員：異議なし

川村部会長：異議がないようですので、そのように答申することに決定致しました。それでは、審議事項が終了いたしましたので、申請者の皆様にはここで退出をお願いいたします。

(申請者退出)

川村部会長：次に、「その他」に入りますが、委員の方々から何かございませんか。

佐藤委員：1件目の案件について、「ヤマハンノキ」という樹種の名称について確認をしてください。

事務局：苗木屋に対しましても「ヤマハンノキ」で注文をすることができますので一般的な樹種であると思っておりました。

「ヤマハンノキ」は材としての活用は難しいのですが、痩せた土壌や湿地帯であってもよく育つということで、土砂採取の現場跡地の植栽樹種として利用されています。

佐藤委員：「ヤマハンノキ」は正式名称なのでしょうか。

事務局：正式名称かどうか確認いたしまして修正いたします。

進藤委員：先週、FIT認定を取得しているが稼働していない案件が5割であるという新聞記事がありました。宮城県での稼働率はどのようになっているのでしょうか。

事務局：宮城県内でどれくらいFIT認定を取得している箇所があるかにつきましては、当課の所管ではございませんでした。担当課室に確認いたしまして次回御報告させていただきます。

川村部会長：事務局からはなにかございますか。

事務局：ありません。

川村部会長：ないようですので、本日の森林保全部会の審議の全てを終了いたします。御協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の一切を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。